

川崎市生産緑地地区の変更等に関する基準

12川経農地第132号

平成12年10月4日

最近改正 平成30年3月20日 29川経農地第397号

生産緑地法（昭和49年法律第68号）（以下「法」という。）に基づき、市街化区域内の農地等について、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とし、次の場合に生産緑地地区の廃止、縮小及び変更を行うものとする。

1 生産緑地地区で、次に掲げる場合に該当するものについてこれを廃止する。

- (1) 生産緑地地区の全部が、法第10条の規定により買取りの申し出が行われ、法第14条の規定により行為制限が解除された場合
- (2) 生産緑地地区の全部が、公共施設等の用に供された場合
- (3) 生産緑地地区の全部が、やむを得ない理由により営農の継続が不可能であると認められた場合
- (4) 生産緑地地区の一部が、2の(1)から(3)に掲げる場合に該当し、その他の部分が、生産緑地地区の要件を欠いた場合

2 生産緑地地区で、次に掲げる場合に該当するものについてこれを縮小する。ただし、縮小後の生産緑地地区の部分が、生産緑地地区の要件を満たすものに限る。

- (1) 生産緑地地区の一部が、法第10条の規定により生産緑地地区について買取りの申し出が行われ、法第14条の規定により行為制限の解除がなされた場合
- (2) 生産緑地地区の一部が、公共施設等の用に供された場合
- (3) 生産緑地地区の一部が、やむを得ない理由により営農の継続が不可能

であると認められた場合

3 生産緑地地区に関する都市計画の変更は、次に掲げる場合に該当するものについて、位置、区域又は面積を変更する。

(1) 土地区画整理事業の仮換地又は換地処分により生産緑地地区内の土地について位置、区域又は面積に変更を生じた場合

(2) 交換分合等による土地の集合化により新たに一団の農地が生じ、当該一団の農地等の区域に合わせて変更することが良好な都市環境の確保に相当の効用がある場合

(3) 概ね5年以内に整備が予定されている公共施設等の計画に合わせて生産緑地地区内の位置、区域又は面積を変更することが円滑な事業実施に資する場合

(4) 分合筆に伴い生産緑地地区の一部を隣接する他の生産緑地地区に含めることにより、実質的に農地の一体性が保たれると判断される場合

附 則

(施行期日)

この基準は、平成12年10月4日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準は、平成16年9月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この改正基準は、平成30年3月20日から施行する。